

福岡市健康づくりサポートセンター指定管理者選定・評価委員会 概要

1. 公募の必要性

公の施設には、その管理に民間の能力を活用しつつ、経費の節減等のみならず住民サービスの向上を目的とするため指定管理者制度を導入しています。

指定管理者制度においては、制度の趣旨や本市の施策との整合性などを考慮し、適宜公募を行いながら、公の施設の設置目的をより効果的に実現し、かつ効率的な管理運営を行うことができる事業者を選定することが求められています。

本市では、指定管理者の指定期間を、原則5年を超えない期間と規定※していることから、健康づくりサポートセンターにおいても、次期指定管理期間（令和8年度～令和12年度）の指定管理者を決定するため、令和7年度中に公募を実施するものです。

※「指定管理者の指定の手続に関するガイドライン」にて規定

2. 選定・評価委員会

(1) 指定管理者候補者の選定にあたっての選定・評価委員会の役割

- 市が指定管理者の選定を公平かつ客観的に行うため、候補者の選定等の参考となる意見を収集することを目的に、外部委員のみで構成する選定・評価委員会を開催しています。
- 当該委員会において、委員による多数決等で候補者の選定は行いません。委員意見を参考に、市が選定を行います。

(2) スケジュール

件名	時期	概要
第1回選定・評価委員会	6月5日	募集要項、選定基準についての意見収集
募集資料公開	6月23日	
募集期間	6月23日～8月25日	
第2回選定・評価委員会	9月中旬～10月上旬頃	応募内容に対する評価等についての意見収集
指定管理者の指定	12月中旬頃	市議会（12月）における議決

(3) 第1回選定・評価委員会での協議事項

今回の委員会では、公募時に公表される以下の資料等について、ご意見をお願いいたします。

＜公表資料＞

資料名称（略称）		前回公募からの主な変更点
資料２	募集要項	■ 6 管理運営業務の実績（P４～） ・各種講座・教室及び総合健診の実績を追加 ■ 7 管理・運営経費について（P６～） ・指定管理料Aについて、人件費・物価上昇を踏まえた増額 ・〃 光熱水費増を踏まえた増額 ・指定管理料Bについて、近年利用者実績を反映させ減額 ・単価の変動を踏まえ、光熱水費を実額支払いに変更 ■ 9 募集手続き等について（P９～） ・公募の適正実施のため、周知期間を延長 ■13 モニタリング（P15～） ・インセンティブ・ペナルティ制度を導入
資料３	仕様書	(別冊４) エスカレータ撤去に伴う保守業務の削除
資料４	応募関係様式	なし
資料５	審査基準	なし

※市保健所等の入居施設の追加など範囲の変更に留まるものや、資料の体裁のみの変更、その他事務局が軽微な変更と判断するものは上記「前回公募からの主な変更点」から除外しています。